

第520-315

受 収

令和 -4.6.30

吹田市  
環境保全指導課

## 産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 30日

吹田市長 様

## 提出者

住所 大阪市中央区平野町一丁目5番7号

氏名 長谷工コーポレーション 関西  
代表取締役副社長執行役員 関西代表 谷 淳一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6203-4985

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)長谷工コーポレーション関西(吹田市管轄内事業場)
事業場の所在地	吹田市管轄区域内
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1, 2のとおり

(管理体制図)

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1, 2のとおり

【前年度( 年度) 実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 別紙1, 2のとおり

【前年度（ 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 別紙1, 2のとおり

【前年度（ 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1、2のとおり

【前年度（ 年度）実績】		
産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
②計画 (今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1、2のとおり

【前年度（ 年度）実績】		
産業廃棄物の種類		
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への処理 委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	別紙1、2のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるよう前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	1,992,965,000円
③従業員数	545 (社員及び派遣社員 3月31日付)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

別添2 管理体制図のとおり

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・場内にて脱水後、搬出した（汚泥） ・資材・商品の作業所搬入の際の梱包材を省力化し、搬出量を削減した（廃プラ・ダンボール・建設系混合廃棄物） ・分別収集の徹底により建設系混合廃棄物の搬出量を削減した（建設系混合廃棄物） ・場内で再利用できる資材は極力再利用の徹底をはかった（廃プラ） ・配管材・衛生器具・家具等の梱包をなくし発生を抑えた（廃プラ・ダンボール・建設系混合廃棄物） ・フレカット・ユニット化を促進、作業所での加工をなくすことで廃棄物の発生を抑えた（廃プラ・金属くず・建設系混合廃棄物）
②計画	(今後実施する予定の取組) 「①現状」で実施した項目をさらに推し進める。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック、ダンボール、金属くず、ガラスくず等、ガレキ・建設系混合廃棄物はそれぞれ分別・保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 「①現状」で実施した項目をさらに推し進める。

## 5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし

## 6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし

## 7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし

## 8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・新規業者採用の際、過去の処理実績・取引先を重視して審査を実施した。 ・リサイクル率の高い処理業者を優先的に採用した。 ・電子マニフェスト登録されている業者を採用した。 ・新規業者の採用を控え、現在取引のある業者には隨時処理状況の現地確認を行った。 ・優良認定業者を優先的に採用した。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・「①現状」で実施した項目をさらに推し進める。

## 別添 1 処理工程図

第1面

### ④産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・建設汚泥→再生処理業者に委託して、脱水・固化等により再資源化
- ・廃プラスチック類→再生処理業者に委託して、破碎し、RPF化により再資源化、または焼却により熱回収
- ・廃プラスチック類→再生処理業者に委託して、破碎・焼成し、セメント原材料、再生碎石、骨材として再資源化
- ・廃プラスチック類→再生処理業者に委託して、選別・破碎・減容固化し、再生燃料として再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して、破碎し、パーティクルボードとして再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して、破碎・選別し、パルプ原料として再資源化
- ・木くず→再生処理業者に委託して、選別・破碎し、燃料用チップとして再資源化
- ・紙くず→再生処理業者に売却して、破碎・溶解し、再生紙原料として再資源化
- ・紙くず→再生処理業者に売却して、破碎し、再生燃料として再資源化
- ・金属くず→再生処理業者に売却して、破碎し、製鋼原料として再資源化
- ・繊維くず（廃置類）→中間処理業者に委託して、破碎し、埋立処分
- ・ガラス・陶磁器くず→再生処理業者に委託して、選別・破碎し、再生路盤材として再資源化
- ・ガラス・陶磁器くず→再生処理業者に委託して、破碎し、路盤材原料として再資源化
- ・その他がれき類→再生処理業者に委託して、破碎し、再生碎石として再資源化
- ・がれき類（コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、破碎し、再生碎石として再資源化
- ・がれき類（アスファルト・コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、破碎し、アスファルト骨材として再資源化
- ・がれき類（アスファルト・コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、破碎し、一般販売
- ・廃石膏ボード→再生処理業者に委託して、破碎し、セメント原材料として再資源化
- ・廃石膏ボード→再生処理業者に委託して、破碎し、再生ボード原料として再資源化
- ・石綿含有（がれき類）→最終処分業者に委託して、埋立処分
- ・石綿含有（ガラス・陶磁器くず）→最終処分業者に委託して、埋立処分
- ・石綿含有（廃プラスチック類）→最終処分業者に委託して、埋立処分
- ・混合廃棄物（管理型）→中間処理施設において分級・縮減後、再生処理業者に委託して再資源化  
と最終処分業者に委託して埋立処分

## 別添2 管理体制図

